健康保険法第七十九条第二項の規定に基づき、以下のとおり保険医及び保険薬剤師の登録の抹消の申し出がなされたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並び保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和　八　年　二　月　二十七　日

関東信越厚生局長　　針田　哲

登録の記号番号	氏　　名	登録抹消年月日
群　歯　七三五	細谷　賢	令和八年二月十四日